

神奈川県労働局発表  
平成23年11月25日

平成23年11月25日

【照会先】

神奈川県労働局  
職業安定部職業対策課  
課長 新倉慶明  
課長補佐 林清隆  
地方障害者雇用担当官 吉岡恵子  
電話 045-650-2817  
(内線) 320、324

## 平成23年障害者雇用状況の集計結果

神奈川県労働局（以下、「当局」という。）では、このほど、民間企業や公的機関などにおける平成23年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「同法」という。）では、社会連帯の理念に基づき、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は1.8%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者および精神障害者の雇用状況について、当局が障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めているものです。

### 【集計結果の主なポイント】

#### <民間企業>（法定雇用率1.8%）

- ・雇用障害者数は14,894.5人と過去最高を更新
- ・実雇用率は1.56%
- ・法定雇用率達成企業の割合は42.4%

#### <公的機関>（同2.1%、県の教育委員会は2.0%）

- ・県の機関：雇用障害者数343.5人、実雇用率3.13%
- ・市町村等の機関：雇用障害者数1,601.0人、実雇用率2.08%
- ・県の教育委員会：雇用障害者数365.5人、実雇用率1.65%

#### <地方独立行政法人等>（同2.1%）

- ・雇用障害者数83.0人、実雇用率2.06%

## 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

（注）平成 22 年 7 月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等（P 9～11 参照）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

### 1 民間企業における雇用状況

#### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

- ・民間企業（56 人以上規模の企業：法定雇用率 1.8%）に雇用されている障害者の数は 14,894.5 人で、過去最高となった（仮に、本年について改正前の制度に基づき、重度以外の短時間身体障害者と短時間知的障害者を除いて計算したとすると、14,677.0 人となり、前年より 4.6%（646 人）増加となる）。
- ・雇用者のうち、身体障害者は 11,331.5 人、知的障害者は 2,865.0 人、精神障害者は 698.0 人であった。
- ・実雇用率は 1.56% であった（仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると 1.66% 程度となるものと推計される）。  
また、法定雇用率達成企業の割合は 42.4% であった。

[ 総括表 1、グラフ（1）、詳細表 1（1） ]

#### ○ 企業規模別の状況

- ・企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、56～100 人未満規模企業で 1,357.5 人、100～300 人未満で 3,135.5 人、300～500 人未満で 1,452.5 人、500～1,000 人未満で 2,251.0 人、1,000 人以上で 6,698.0 人であった。
- ・実雇用率は、民間企業全体の実雇用率 1.56% と比較すると、  
→1,000 人以上規模企業（1.83%）、同 500～1,000 人未満（1.61%）については上回った。  
→300～500 人未満規模企業（1.45%）、同 100～300 人未満（1.29%）、同 56～100 人未満（1.31%）については下回った。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、56～100 人未満規模企業が 39.3%、100～300 人未満が 43.7%、300～500 人未満が 43.6%、500～1,000 人未満が 40.5%、1,000 人以上が 58.0% であった。

[ グラフ（2）・（3）、詳細表 1（2） ]

## ○ 産業別の状況

- ・産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」が13.0人、「鉱業、採石業、砂利採取業」が1.0人、「建設業」が247.0人、「製造業」が5616.5人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が12.0人、「情報通信業」が906.0人、「運輸業、郵便業」が1,001.0人、「卸売業、小売業」が2,114.0人、「金融業、保険業」が227.0人、「不動産業、物品賃貸業」が98.5人、「学術研究、専門・技術サービス業」が654.0人、「宿泊業、飲食サービス業」が293.5人、「生活関連サービス業、娯楽業」が341.5人、「教育・学習支援業」が199.5人、「医療・福祉」が1616.0人、「複合サービス事業」が113.0人、「サービス業」が1,441.0人であった。
- ・産業別の実雇用率では、「電気・ガス・熱供給・水道業」(1.80%)は法定雇用率と同等であった。
- ・加えて、「製造業」(1.74%)、「運輸業、郵便業」(1.60%)、「金融業、保険業」(1.61%)、「医療・福祉」(1.61%)の4業種は、民間企業全体の実雇用率1.56%を上回っている。

[ グラフ(4)・(5)、詳細表1(3) ]

## ○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・平成23年の法定雇用率未達成企業は2,096社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が65.5%と過半数を占めている。
- ・また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、未達成企業に占める割合は62.3%となっている。

[ 詳細表1(4) ]

## 2 公的機関における在職状況

### (1) 県の機関(法定雇用率2.1%)

県の機関に在職している障害者の数は343.5人、実雇用率は3.13%であった。県の機関は全て達成。

[ 総括表2(1)、詳細表2(1)、4(1) ]

### (2) 市町村等の機関(法定雇用率2.1%)

市町村等の機関に在職している障害者の数は1,601.0人、実雇用率は2.08%であった。

34機関中24機関が達成。

[ 総括表2(2)、詳細表2(2)、4(3) ]

### (3) 県の教育委員会

2.0%の法定雇用率が適用される県の教育委員会に在職している障害者の数は365.5人で、実雇用率は1.65%であった。

[ 総括表2(3)、詳細表4(2) ]

## 3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等(法定雇用率2.1%)に雇用されている障害者の数は83.0人で、実雇用率は2.06%であった。

4法人中3法人が達成。

[ 総括表3、詳細表3、4(4) ]

## 平成23年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

### 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	952,919.5 人	14,894.5 人	1.56 %	1,544 / 3,640	42.4 %
	( 866,026.0 人 )	( 14,031.0 人 )	( 1.62 % )	( 1,540 / 3,365 )	( 45.8 % )

### 2 地方公共団体における在職状況

#### (1) 県の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
県の機関	10,961.5 人	343.5 人	3.13 %	4 / 4	100.0 %
	( 9,810.0 人 )	( 322.0 人 )	( 3.28 % )	( 4 / 4 )	( 100.0 % )

#### (2) 市町村等の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村等の機関	77,001.5 人	1,601.0 人	2.08 %	24 / 34	70.6 %
	( 67,353.0 人 )	( 1,592.5 人 )	( 2.36 % )	( 28 / 34 )	( 82.4 % )

#### (3) 法定雇用率2.0%が適用される県の教育委員会(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
県の教育委員会	22,182.0 人	365.5 人	1.65 %	0 / 1	0.0 %
	( 17,735.0 人 )	( 358.0 人 )	( 2.02 % )	( 1 / 1 )	( 100.0 % )

### 3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人等	4,028.0 人	83.0 人	2.06 %	3 / 4	75.0 %
	( 3,431.0 人 )	( 68.0 人 )	( 1.98 % )	( 3 / 4 )	( 75.0 % )

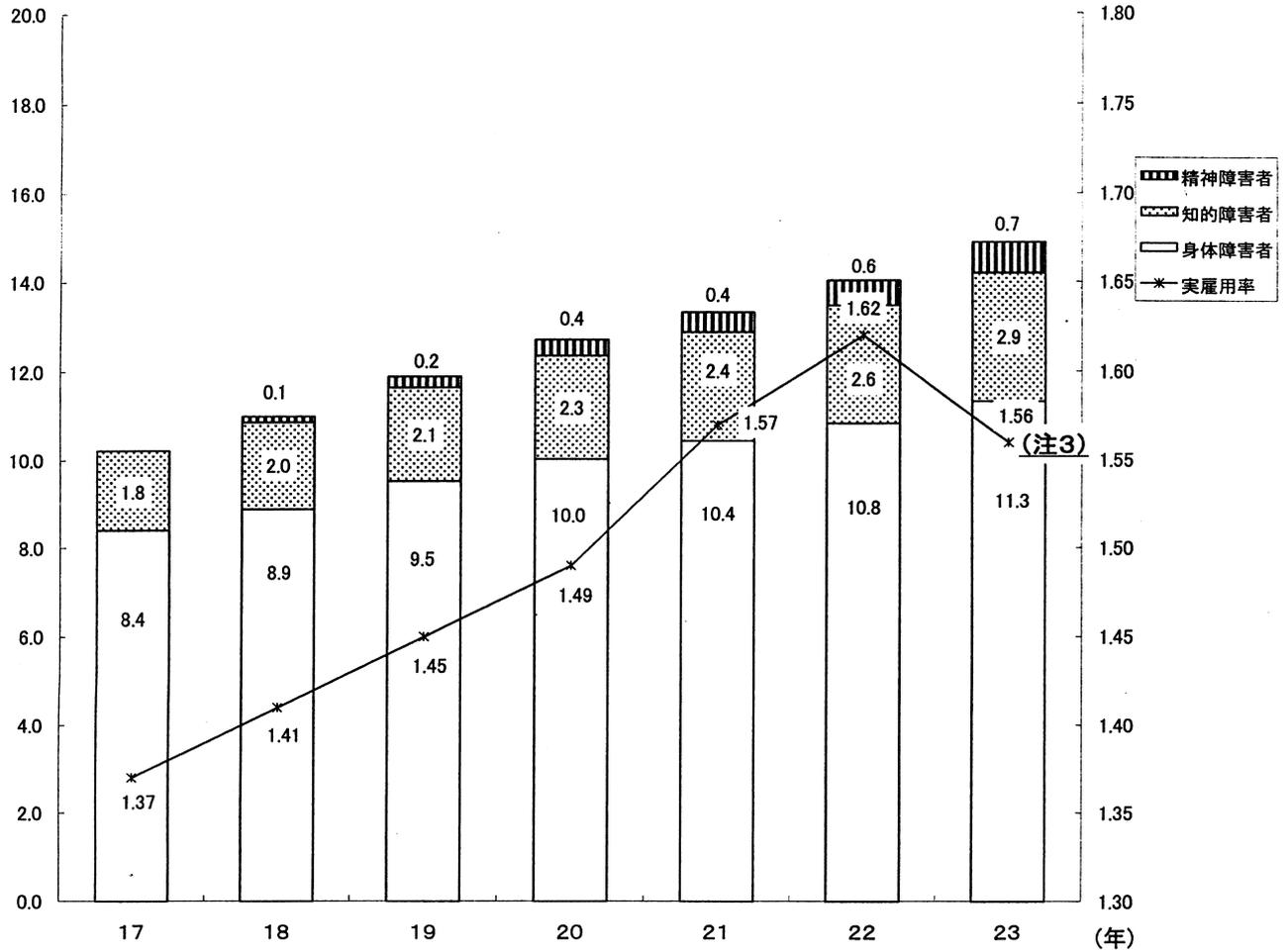
- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ( )内は、平成22年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

## 民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

### (1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

<障害者の数(千人)>

<実雇用率(%)>



<法定雇用率>

1.8%

注1：雇用義務のある企業（56人以上規模の企業）についての集計である。

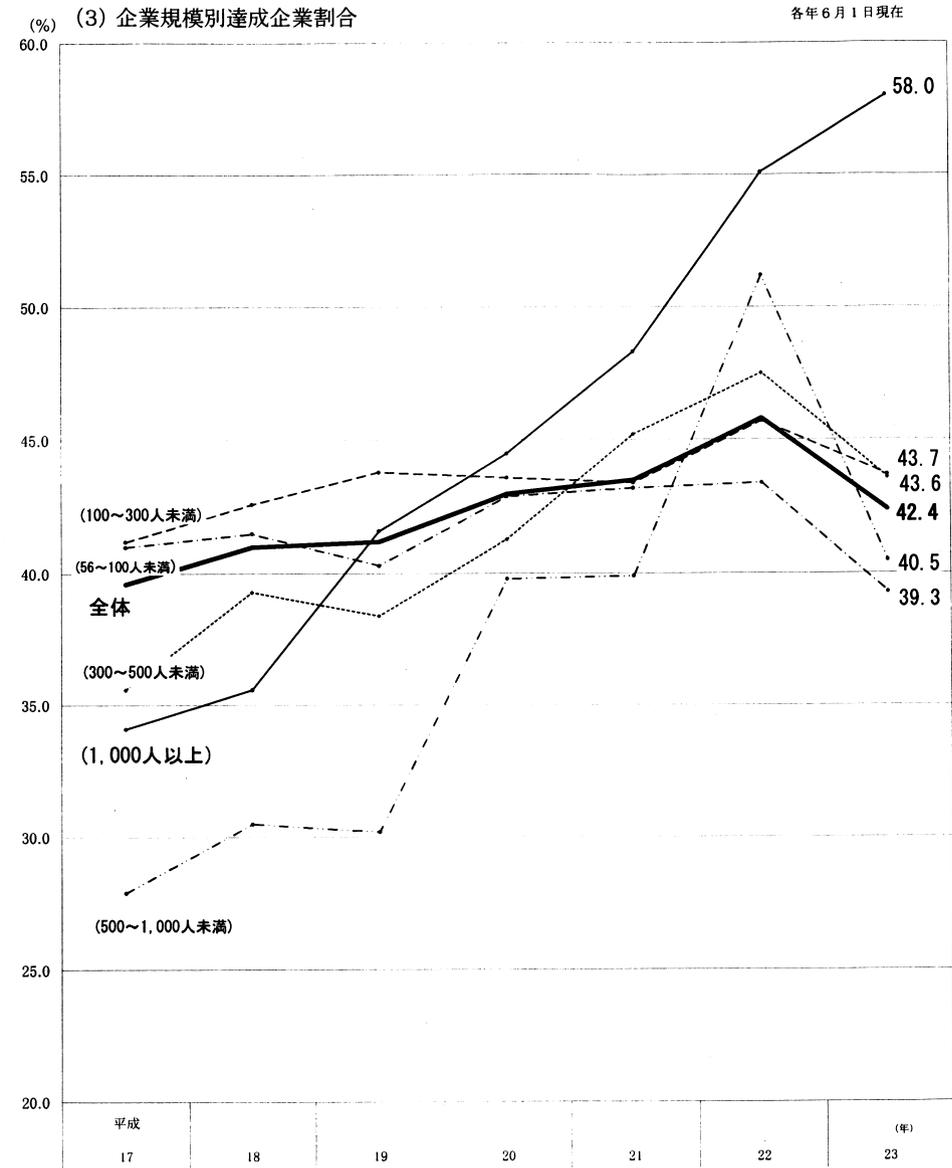
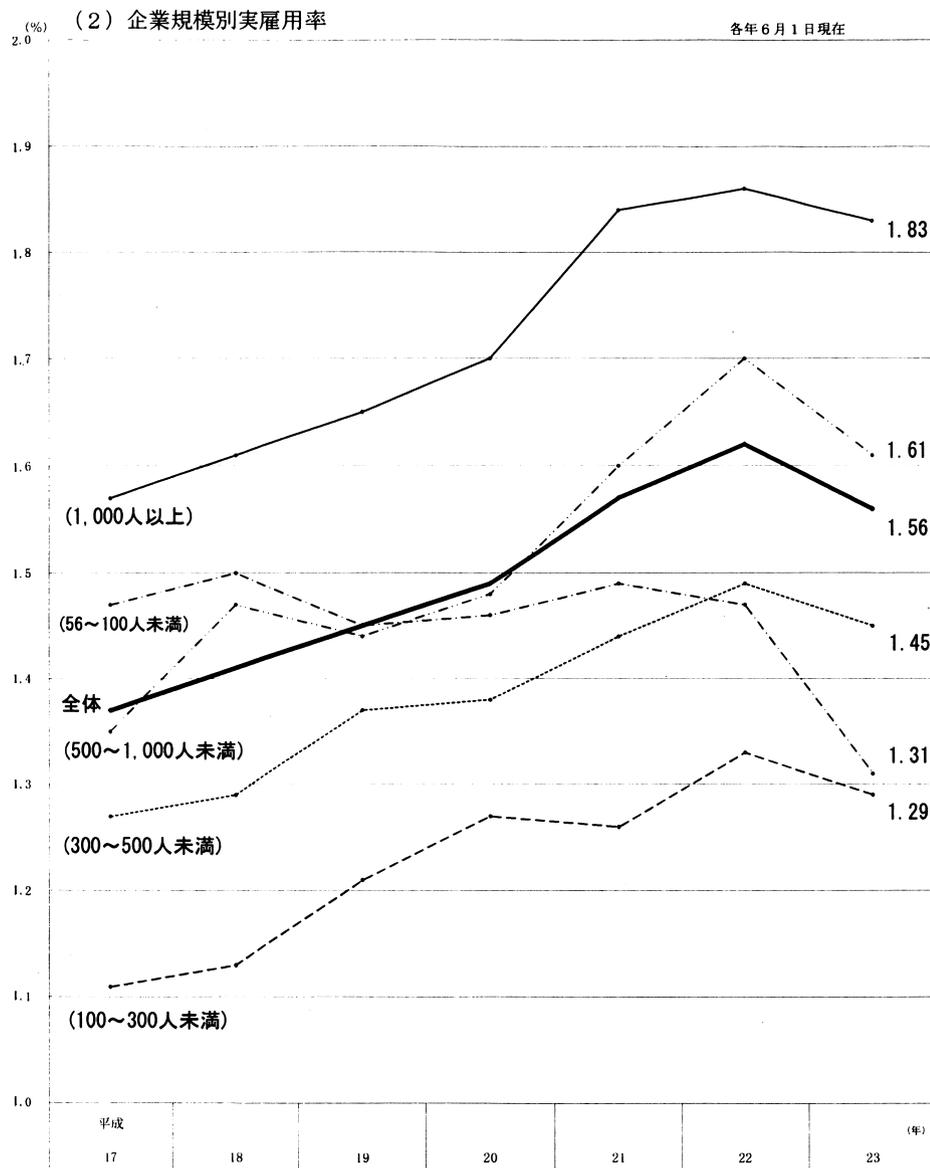
注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで  
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者

平成23年度以降  
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者  
 精神障害者  
 身体障害者である短時間労働者  
 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）  
 知的障害者である短時間労働者  
 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）  
 精神障害者である短時間労働者  
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

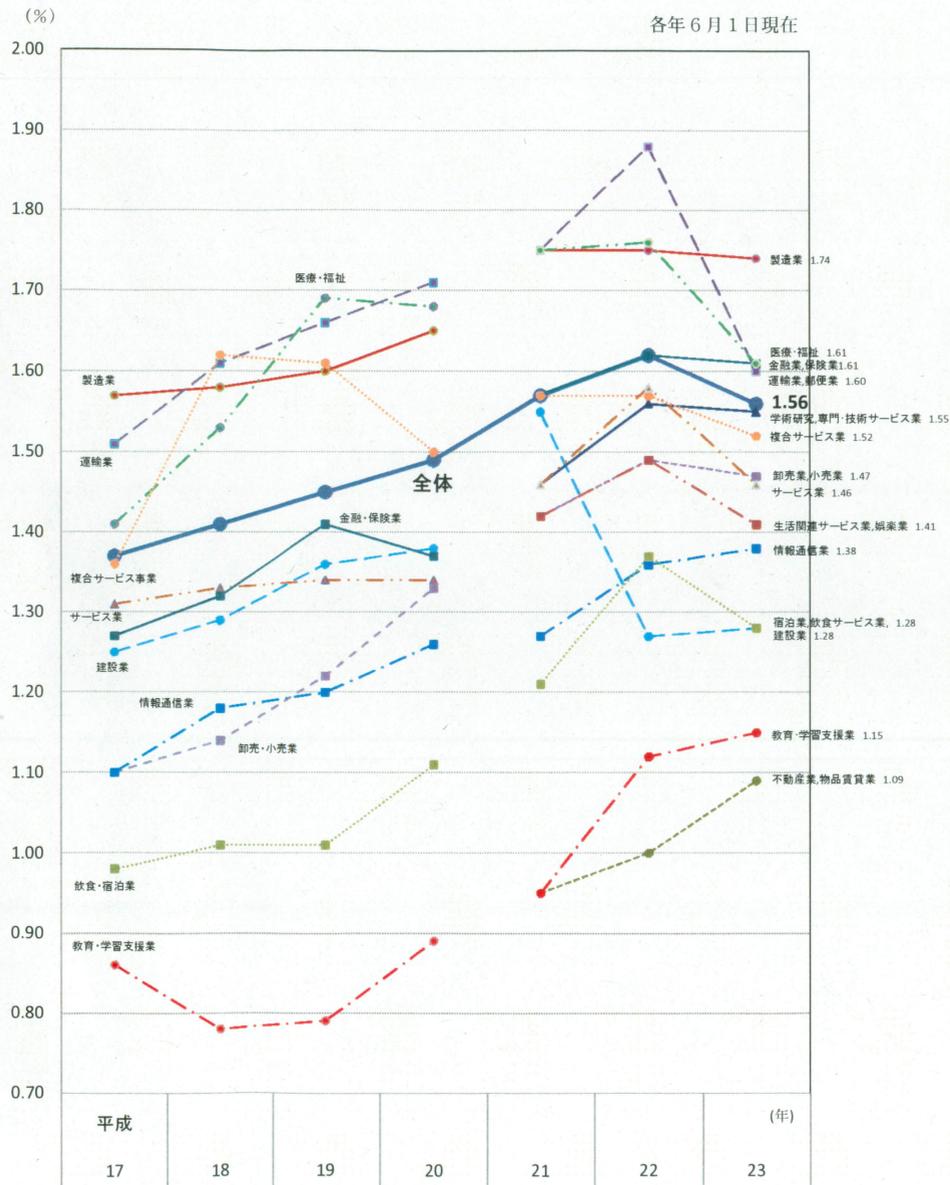
平成18年度以降  
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者  
 精神障害者  
 精神障害者である短時間労働者  
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

注3：平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

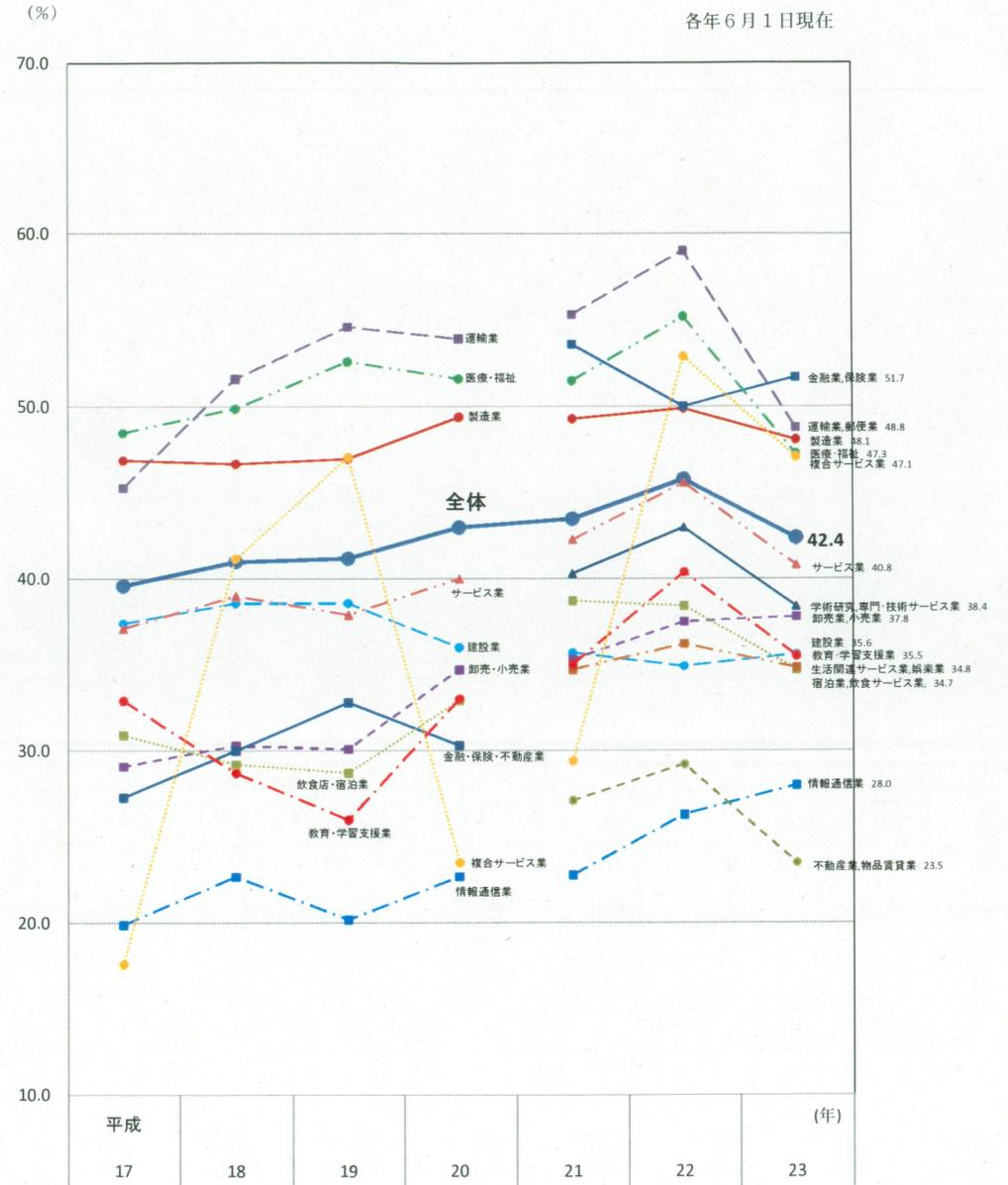


注：平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

(4) 産業別実雇用率



(5) 産業別達成企業割合



注1 グラフ作成上、労働者数が1千人に満たない農、林、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業及び電気・ガス・熱供給・水道業は除いている。  
 2 平成21年より産業分類が変更になっている。  
 3 平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

注 (4)の図と同じ。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	<table> <tr> <td>一般の民間企業</td> <td>1. 8%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(56人以上規模の企業)</td> </tr> <tr> <td>特殊法人等</td> <td>2. 1%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(労働者数48人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等)</td> </tr> </table>	一般の民間企業	1. 8%	(56人以上規模の企業)		特殊法人等	2. 1%	(労働者数48人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等)	
一般の民間企業	1. 8%								
(56人以上規模の企業)									
特殊法人等	2. 1%								
(労働者数48人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等)									
○ 国、地方公共団体	2. 1%								
(48人以上規模の機関)									
○ 都道府県等の教育委員会	2. 0%								
(50人以上規模の機関)									

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。（重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者がカウント対象となったのは今回の報告からである）

※ なお、上記雇用率の設定の際には、分母から除外率相当労働者数を除いて設定している（除外率制度についてはP10参照）。

◎ 障害者雇用率制度における短時間労働者の取扱いについて

- 障害者雇用率制度における身体障害者及び知的障害者である短時間労働者の取扱いについて

平成 22 年 7 月 1 日から、障害者雇用率制度において、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満）を雇用義務の対象とし、実雇用率のカウントを 0.5 カウントとすることとしている。

【障害者である短時間労働者のカウントの方法は以下のとおり】

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

今回の改正点

○ = 1カウント  
◎ = 2カウント  
△ = 0.5カウント

- 障害者雇用率制度における障害者ではない短時間労働者の取扱いについて  
短時間労働者である身体障害者又は知的障害者を雇用義務の対象とすることと合わせ、平成 22 年 7 月から、障害者雇用率制度において、障害者ではない短時間労働者（週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満）も実雇用率の算定対象とし、実雇用率のカウントを 0.5 カウントとすることとしている。

【今回の改正による実雇用率等の計算方法は以下のとおり】

$$\begin{aligned}
 \text{実雇用率} &= \frac{\text{障害者である労働者※の数} + \text{障害者である短時間労働者の数} \times 0.5}{\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5} \\
 \text{法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）} &= (\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5) \times 1.8\%
 \end{aligned}$$

今回の改正点

※ 「労働者」には短時間労働者は含まれていない

※※ 小数点以下は切捨て

## ◎ 除外率制度について

### ○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

### ○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

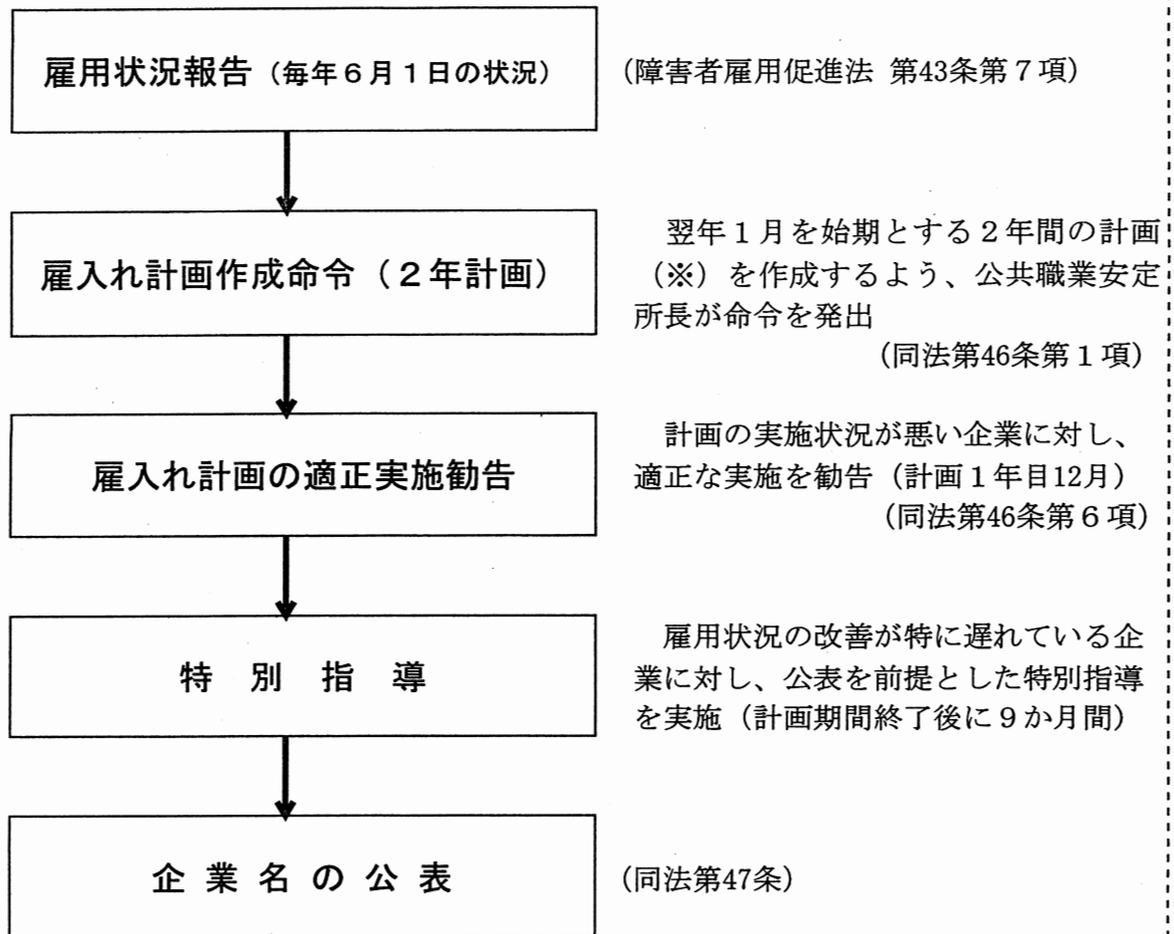
## ◎ 民間企業における除外率の改正状況

○ 各除外率設定業種において平成22年7月1日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	5%	→ 0%
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10%	→ 0%
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15%	→ 5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20%	→ 10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25%	→ 15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30%	→ 20%
・港湾運送業	35%	→ 25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40%	→ 30%
・林業(狩猟業を除く。)	45%	→ 35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50%	→ 40%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55%	→ 45%
・石炭・亜炭鉱業	60%	→ 50%
・道路旅客運送業 ・小学校	65%	→ 55%
・幼稚園	70%	→ 60%
・船員等による船舶運航等の事業	90%	→ 80%

## ◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

### [指導実績]

- 平成22年度の実績
  - \* 「雇入れ計画作成命令」の発出 23社
  - \* 雇入れ計画の「適正実施勧告」 21社
  - \* 「特別指導」の実施 8社
- 雇入れ計画を実施中の企業 125社 (22年度末現在)
- 企業名の公表
  - 平成21年度 1社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

## 平成23年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

### <目次>

1	民間企業における雇用状況（法定雇用率1.8%）	
(1)	概況	14
(2)	企業規模別の雇用状況	15
(3)	産業別の雇用状況	16
(4)	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	20
2	地方公共団体における在職状況	
(1)	県の機関（法定雇用率2.1%）	21
(2)	市町村等の機関（法定雇用率2.1%）	22
3	地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.1%）	23
4	公的機関の各機関の状況	
(1)	県の機関の状況（法定雇用率2.1%）	24
(2)	県教育委員会の状況（法定雇用率2.0%）	24
(3)	市町村等の機関の状況（法定雇用率2.1%）	25
(4)	地方独立行政法人等の状況（法定雇用率2.1%）	26

# 1 民間企業における雇用状況（法定雇用率1.8%）

## (1) 概況

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

### ① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
民間企業	企業 3,640 ( 3,365 )	人 952,919.5 ( 866,026.0 )	人 3,841 ( 3,702 )	人 352 ( 300 )	人 6,553 ( 6,266 )	人 615 ( 122 )	人 14,894.5 ( 14,031.0 )	人 1,381.5 ( 1,275.0 )	% 1.56 ( 1.62 )	企業 1,544 ( 1,540 )	% 42.4 ( 45.8 )

### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
民間企業	人 14,894.5 ( 14,031.0 )	人 3,377 ( 3,270 )	人 286 ( 241 )	人 4,170 ( 4,054 )	人 243 ( - )	人 11,331.5 ( 10,835 )	人 821.5 ( 853 )	人 464 ( 432 )	人 66 ( 59 )	人 1,775 ( 1,710 )	人 192 ( - )	人 2,865.0 ( 2,633 )	人 399.0 ( 305 )	人 608 ( 502 )	人 180 ( 122 )	人 698.0 ( 563.0 )	人 161.0 ( 117.0 )

#### [1 (1) ①表の注]

- ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- F欄の「うち新規雇用分」は、平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- ( )内は平成22年6月1日現在の数値である。（D欄は精神障害者である短時間勤務職員のみ）なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

#### [1 (1) ②表の注]

- ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- ( )内は平成22年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
規模計	企業 3,640 ( 3,365 )	人 952,919.5 ( 866,026.0 )	人 3,841 ( 3,702 )	人 352 ( 300 )	人 6,553 ( 6,266 )	人 615 ( 122 )	人 14,894.5 ( 14,031.0 )	人 1,381.5 ( 1,275.0 )	% 1.56 ( 1.62 )	企業 1,544 ( 1,540 )	% 42.4 ( 45.8 )
56~100人未満	企業 1,409 ( 1,255 )	人 103,766.0 ( 92,135.0 )	人 306 ( 318 )	人 28 ( 32 )	人 681 ( 680 )	人 73 ( 17 )	人 1,357.5 ( 1,356.5 )	人 108.0 ( 97.0 )	% 1.31 ( 1.47 )	企業 554 ( 545 )	% 39.3 ( 43.4 )
100~300人未満	企業 1,567 ( 1,476 )	人 242,229.0 ( 219,734.0 )	人 738 ( 674 )	人 98 ( 74 )	人 1,463 ( 1,491 )	人 197 ( 34 )	人 3,135.5 ( 2,930.0 )	人 300.0 ( 294.5 )	% 1.29 ( 1.33 )	企業 684 ( 675 )	% 43.7 ( 45.7 )
300~500人未満	企業 280 ( 284 )	人 100,187.0 ( 98,352.0 )	人 357 ( 358 )	人 34 ( 42 )	人 680 ( 700 )	人 49 ( 20 )	人 1,452.5 ( 1,468.0 )	人 121.5 ( 167.5 )	% 1.45 ( 1.49 )	企業 122 ( 135 )	% 43.6 ( 47.5 )
500~1,000人未満	企業 222 ( 203 )	人 140,100.0 ( 124,336.0 )	人 566 ( 548 )	人 59 ( 60 )	人 1,004 ( 943 )	人 112 ( 20 )	人 2,251.0 ( 2,109.0 )	人 257.0 ( 253.5 )	% 1.61 ( 1.70 )	企業 90 ( 104 )	% 40.5 ( 51.2 )
1,000人以上	企業 162 ( 147 )	人 366,637.5 ( 331,469.0 )	人 1,874 ( 1,804 )	人 133 ( 92 )	人 2,725 ( 2,452 )	人 184 ( 31 )	人 6,698.0 ( 6,167.5 )	人 595.0 ( 462.5 )	% 1.83 ( 1.86 )	企業 94 ( 81 )	% 58.0 ( 55.1 )

注 1 (1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	14,894.5 ( 14,031.0 )	3,377 ( 3,270 )	286 ( 241 )	4,170 ( 4,054 )	243 ( - )	11,331.5 ( 10,835 )	821.5 ( 853 )	464 ( 432 )	66 ( 59 )	1,775 ( 1,710 )	192 ( - )	2,865.0 ( 2,633 )	399.0 ( 305 )	608 ( 502 )	180 ( 122 )	698.0 ( 563.0 )	161.0 ( 117.0 )
56~100人未満	1,357.5 ( 1,356.5 )	220 ( 227 )	18 ( 12 )	352 ( 342 )	25 ( - )	822.5 ( 808 )	/	86 ( 91 )	10 ( 20 )	294 ( 304 )	37 ( - )	494.5 ( 506 )	/	35 ( 34 )	11 ( 17 )	40.5 ( 42.5 )	/
100~300人未満	3,135.5 ( 2,930.0 )	661 ( 599 )	74 ( 59 )	987 ( 999 )	78 ( - )	2,422.0 ( 2,256 )	/	77 ( 75 )	24 ( 15 )	366 ( 390 )	65 ( - )	576.5 ( 555.0 )	/	110 ( 102 )	54 ( 34 )	137.0 ( 119.0 )	/
300~500人未満	1,452.5 ( 1,468.0 )	323 ( 322 )	28 ( 40 )	475 ( 480 )	19 ( - )	1,158.5 ( 1,164 )	/	34 ( 36 )	6 ( 2 )	137 ( 153 )	14 ( - )	218.0 ( 227 )	/	68 ( 67 )	16 ( 20 )	76.0 ( 77.0 )	/
500~1,000人未満	2,251.0 ( 2,109.0 )	483 ( 476 )	48 ( 51 )	651 ( 615 )	43 ( - )	1,686.5 ( 1,616 )	/	83 ( 73 )	11 ( 9 )	270 ( 267 )	40 ( - )	467.0 ( 422 )	/	83 ( 61 )	29 ( 20 )	97.5 ( 71.0 )	/
1,000人以上	6,698.0 ( 6,167.5 )	1,690 ( 1,647 )	118 ( 79 )	1,705 ( 1,618 )	78 ( - )	5,242.0 ( 4,991 )	/	184 ( 157 )	15 ( 13 )	708 ( 596 )	36 ( - )	1,109.0 ( 923 )	/	312 ( 238 )	70 ( 31 )	347.0 ( 253.5 )	/

注 1 (1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況 (※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。)

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者						
産業計	企業 3,640 ( 3,365 )	人 952,919.5 ( 866,026.0 )	人 3,841 ( 3,702 )	人 352 ( 300 )	人 6,553 ( 6,266 )	人 615 ( 122 )	人 14,894.5 ( 14,031.0 )	人 1,381.5 ( 1,275.0 )	% 1.56 ( 1.62 )	企業 1,544 ( 1,540 )	% 42.4 ( 45.8 )	
農、林、漁業	企業 6 ( 5 )	人 1,057.5 ( 964.0 )	人 2 ( 2 )	人 0 ( 0 )	人 9 ( 7 )	人 0 ( 0 )	人 13.0 ( 11.0 )	人 0.0 ( 0.0 )	% 1.23 ( 1.14 )	企業 3 ( 2 )	% 50.0 ( 40.0 )	
鉱業、採石業、 砂利採取業	2 ( 2 )	158.0 ( 152.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 1 )	0 ( 0 )	1.0 ( 1.0 )	0.0 ( 0.0 )	0.63 ( 0.66 )	1 ( 1 )	50.0 ( 50.0 )	
建設業	101 ( 86 )	19,327.0 ( 13,896.0 )	70 ( 46 )	3 ( 0 )	102 ( 84 )	4 ( 0 )	247.0 ( 176.0 )	15.0 ( 17.0 )	1.28 ( 1.27 )	36 ( 30 )	35.6 ( 34.9 )	
製造業	988 ( 961 )	323,097.5 ( 313,677.0 )	1,605 ( 1,575 )	40 ( 46 )	2,331 ( 2,284 )	71 ( 16 )	5,616.5 ( 5,488.0 )	302.0 ( 305.0 )	1.74 ( 1.75 )	475 ( 480 )	48.1 ( 49.9 )	
電気・ガス・ 熱供給・水道 業	4 ( 4 )	667.0 ( 641.0 )	3 ( 3 )	0 ( 0 )	6 ( 6 )	0 ( 0 )	12.0 ( 12.0 )	3.0 ( 6.0 )	1.80 ( 1.87 )	3 ( 4 )	75.0 ( 100.0 )	
情報通信業	225 ( 224 )	65,704.0 ( 64,783.0 )	236 ( 237 )	4 ( 5 )	427 ( 397 )	6 ( 5 )	906.0 ( 878.5 )	71.0 ( 84.0 )	1.38 ( 1.36 )	63 ( 59 )	28.0 ( 26.3 )	
運輸業、郵便業	344 ( 293 )	62,670.0 ( 51,592.0 )	223 ( 215 )	29 ( 15 )	505 ( 525 )	42 ( 5 )	1,001.0 ( 972.5 )	106.5 ( 91.0 )	1.60 ( 1.88 )	168 ( 173 )	48.8 ( 59.0 )	
卸売業、小売業	484 ( 453 )	144,156.0 ( 129,297.0 )	497 ( 451 )	66 ( 67 )	997 ( 935 )	114 ( 40 )	2,114.0 ( 1,924.0 )	230.0 ( 217.5 )	1.47 ( 1.49 )	183 ( 170 )	37.8 ( 37.5 )	
金融業、保険業	29 ( 28 )	14,102.0 ( 15,305.0 )	62 ( 68 )	11 ( 12 )	89 ( 100 )	6 ( 1 )	227.0 ( 248.5 )	16.5 ( 27.0 )	1.61 ( 1.62 )	15 ( 14 )	51.7 ( 50.0 )	
不動産業、 物品賃貸業	51 ( 48 )	9,018.0 ( 7,845.0 )	26 ( 22 )	0 ( 1 )	43 ( 32 )	7 ( 3 )	98.5 ( 78.5 )	15.0 ( 10.0 )	1.09 ( 1.00 )	12 ( 14 )	23.5 ( 29.2 )	
学術研究、専 門・技術サー ビス業	146 ( 128 )	42,075.5 ( 37,278.0 )	214 ( 190 )	4 ( 3 )	220 ( 200 )	4 ( 0 )	654.0 ( 583.0 )	37.0 ( 44.0 )	1.55 ( 1.56 )	56 ( 55 )	38.4 ( 43.0 )	
宿泊業、飲食 サービス業	121 ( 99 )	22,933.0 ( 17,963.0 )	56 ( 49 )	13 ( 13 )	149 ( 133 )	39 ( 3 )	293.5 ( 245.5 )	41.5 ( 21.5 )	1.28 ( 1.37 )	42 ( 38 )	34.7 ( 38.4 )	
生活関連サー ビス業、娯楽業	135 ( 127 )	24,211.0 ( 21,015.0 )	74 ( 67 )	7 ( 9 )	171 ( 168 )	31 ( 4 )	341.5 ( 313.0 )	75.5 ( 38.5 )	1.41 ( 1.49 )	47 ( 46 )	34.8 ( 36.2 )	
教育、学習支援業	107 ( 99 )	17,358.0 ( 15,469.0 )	47 ( 43 )	2 ( 1 )	100 ( 86 )	7 ( 2 )	199.5 ( 174.0 )	21.0 ( 30.0 )	1.15 ( 1.12 )	38 ( 40 )	35.5 ( 40.4 )	
医療、福祉	537 ( 464 )	100,390.0 ( 79,988.0 )	336 ( 319 )	107 ( 79 )	734 ( 670 )	206 ( 37 )	1,616.0 ( 1,405.5 )	286.0 ( 191.0 )	1.61 ( 1.76 )	254 ( 256 )	47.3 ( 55.2 )	
複合サービス事業	17 ( 17 )	7,411.5 ( 6,176.0 )	37 ( 32 )	2 ( 3 )	36 ( 30 )	2 ( 0 )	113.0 ( 97.0 )	2.5 ( 10.0 )	1.52 ( 1.57 )	8 ( 9 )	47.1 ( 52.9 )	
サービス業	343 ( 327 )	98,583.5 ( 89,985.0 )	353 ( 383 )	64 ( 46 )	633 ( 608 )	76 ( 6 )	1,441.0 ( 1,423.0 )	159.0 ( 182.5 )	1.46 ( 1.58 )	140 ( 149 )	40.8 ( 45.6 )	

注 1 (1) ①の表と同じ  
※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c+d ×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c+d ×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	e.計 c+d×0.5	f.うち新規雇用分
産業計	14,894.5 (14,031.0)	3,377 (3,270)	286 (241)	4,170 (4,054)	243 (-)	11,331.5 (10,835)	821.5 (853)	464 (432)	66 (59)	1,775 (1,710)	192 (-)	2,865.0 (2,633)	399.0 (305)	608 (502)	180 (122)	698.0 (563.0)	161.0 (117.0)
農、林、漁業	13.0 (11.0)	2 (2)	0 (0)	7 (6)	0 (-)	11.0 (10)	/	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (-)	1.0 (0)	/	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	/
鉱業、採石業、砂利採取業	1.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (-)	1.0 (1)	/	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0)	/	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	/
建設業	247.0 (176.0)	70 (46)	3 (0)	92 (75)	1 (-)	235.5 (167)	/	0 (0)	0 (0)	5 (6)	3 (-)	6.5 (6)	/	5 (3)	0 (0)	5.0 (3.0)	/
製造業	5,616.5 (5,488.0)	1,428 (1,407)	30 (34)	1,540 (1,522)	33 (-)	4,442.5 (4,370)	/	177 (168)	10 (12)	650 (641)	21 (-)	1,024.5 (989)	/	141 (121)	17 (16)	149.5 (129.0)	/
電気・ガス・熱供給・水道業	12.0 (12.0)	3 (3)	0 (0)	6 (6)	0 (-)	12.0 (12)	/	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0)	/	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	/
情報通信業	906.0 (878.5)	229 (232)	4 (5)	251 (245)	0 (-)	713.0 (714)	/	7 (5)	0 (0)	61 (54)	1 (-)	75.5 (64)	/	116 (98)	5 (5)	117.5 (100.5)	/
運輸業、郵便業	1,001.0 (972.5)	218 (202)	25 (12)	418 (422)	25 (-)	891.5 (838)	/	5 (13)	4 (3)	68 (84)	10 (-)	87.0 (113)	/	19 (19)	7 (5)	22.5 (21.5)	/
卸売業、小売業	2,114.0 (1,924.0)	386 (353)	51 (57)	493 (493)	40 (-)	1,336.0 (1,256)	/	111 (98)	15 (10)	400 (364)	32 (-)	653.0 (570)	/	104 (78)	42 (40)	125.0 (98.0)	/
金融業、保険業	227.0 (248.5)	62 (68)	11 (12)	76 (84)	3 (-)	212.5 (232)	/	0 (0)	0 (0)	6 (7)	0 (-)	6.0 (7)	/	7 (9)	3 (1)	8.5 (9.5)	/
不動産業、物品賃貸業	98.5 (78.5)	23 (22)	0 (1)	33 (27)	2 (-)	80.0 (72)	/	3 (0)	0 (0)	5 (1)	0 (-)	11.0 (1)	/	5 (4)	5 (3)	7.5 (5.5)	/
学術研究、専門・技術サービス業	654.0 (583.0)	199 (183)	4 (2)	173 (162)	4 (-)	577.0 (530)	/	15 (7)	0 (1)	27 (26)	0 (-)	57.0 (41)	/	20 (12)	0 (0)	20.0 (12.0)	/
宿泊業、飲食サービス業	293.5 (245.5)	36 (34)	8 (10)	65 (60)	11 (-)	150.5 (138)	/	20 (15)	5 (3)	70 (61)	22 (-)	126.0 (94)	/	14 (12)	6 (3)	17.0 (13.5)	/
生活関連サービス業、娯楽業	341.5 (313.0)	41 (40)	7 (9)	53 (60)	13 (-)	148.5 (149)	/	33 (27)	0 (0)	95 (84)	5 (-)	163.5 (138)	/	23 (24)	13 (4)	29.5 (26.0)	/
教育・学習支援業	199.5 (174.0)	45 (42)	2 (1)	77 (72)	4 (-)	171.0 (157)	/	2 (1)	0 (0)	2 (5)	1 (-)	6.5 (7)	/	21 (9)	2 (2)	22.0 (10.0)	/
医療、福祉	1,616.0 (1,405.5)	287 (264)	82 (57)	413 (351)	59 (-)	1,098.5 (936)	/	49 (55)	25 (22)	262 (260)	84 (-)	427.0 (392)	/	59 (59)	63 (37)	90.5 (77.5)	/
複合サービス事業	113.0 (97.0)	36 (31)	2 (3)	31 (26)	2 (-)	106.0 (91)	/	1 (1)	0 (0)	2 (2)	0 (-)	4.0 (4)	/	3 (2)	0 (0)	3.0 (2.0)	/
サービス業	1,441.0 (1,423.0)	312 (341)	57 (38)	441 (442)	46 (-)	1,145.0 (1,162)	/	41 (42)	7 (8)	121 (115)	13 (-)	216.5 (207)	/	71 (51)	17 (6)	79.5 (54.0)	/

注 1(1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
製造業計	企業 988 ( 961 )	人 323,097.5 ( 313,677.0 )	人 1,605 ( 1,575 )	人 40 ( 46 )	人 2,331 ( 2,284 )	人 71 ( 16 )	人 5,616.5 ( 5,488.0 )	人 302.0 ( 305.0 )	% 1.74 ( 1.75 )	企業 475 ( 480 )	% 48.1 ( 49.9 )
食料品・たばこ	企業 103 ( 97 )	人 25,814.5 ( 23,227.0 )	人 91 ( 74 )	人 10 ( 13 )	人 271 ( 247 )	人 21 ( 2 )	人 473.5 ( 409.0 )	人 49.5 ( 52.0 )	% 1.83 ( 1.76 )	企業 57 ( 62 )	% 55.3 ( 63.9 )
繊維・衣服	11 ( 13 )	1,180.5 ( 1,665.0 )	6 ( 8 )	0 ( 0 )	7 ( 11 )	1 ( 0 )	19.5 ( 27.0 )	3.0 ( 0.0 )	1.65 ( 1.63 )	6 ( 7 )	54.5 ( 53.8 )
木材・家具	10 ( 8 )	3,986.0 ( 3,839.0 )	20 ( 19 )	1 ( 0 )	38 ( 34 )	0 ( 0 )	79.0 ( 72.0 )	9.0 ( 2.0 )	1.98 ( 1.88 )	6 ( 5 )	60.0 ( 62.5 )
パルプ・紙・印刷	51 ( 47 )	8,802.5 ( 7,481.0 )	41 ( 32 )	3 ( 3 )	77 ( 71 )	16 ( 6 )	170.0 ( 140.6 )	12.5 ( 10.0 )	1.93 ( 1.88 )	26 ( 27 )	51.0 ( 57.4 )
化学工業	93 ( 82 )	17,854.0 ( 16,792.0 )	57 ( 59 )	5 ( 2 )	128 ( 125 )	3 ( 1 )	248.5 ( 245.5 )	19.5 ( 15.0 )	1.39 ( 1.46 )	37 ( 36 )	39.8 ( 43.9 )
窯業・土石	20 ( 17 )	2,675.5 ( 2,443.0 )	7 ( 7 )	1 ( 2 )	20 ( 17 )	0 ( 0 )	35.0 ( 33.0 )	1.0 ( 1.0 )	1.31 ( 1.36 )	10 ( 8 )	50.0 ( 47.1 )
鉄鋼	20 ( 17 )	2,936.5 ( 2,344.0 )	6 ( 6 )	0 ( 0 )	31 ( 24 )	1 ( 0 )	43.5 ( 36.0 )	8.5 ( 5.0 )	1.48 ( 1.54 )	11 ( 11 )	55.0 ( 64.7 )
非鉄金属	21 ( 23 )	4,310.5 ( 3,946.0 )	18 ( 17 )	1 ( 0 )	31 ( 31 )	3 ( 0 )	69.5 ( 65.0 )	5.0 ( 4.0 )	1.61 ( 1.65 )	11 ( 15 )	52.4 ( 65.2 )
金属製品	77 ( 71 )	10,804.0 ( 9,274.0 )	53 ( 50 )	2 ( 2 )	143 ( 123 )	2 ( 0 )	252.0 ( 225.0 )	12.0 ( 4.0 )	2.33 ( 2.43 )	39 ( 38 )	50.6 ( 53.5 )
電気機械	127 ( 144 )	34,175.0 ( 47,326.0 )	161 ( 246 )	2 ( 4 )	223 ( 316 )	5 ( 1 )	549.5 ( 812.5 )	22.0 ( 55.5 )	1.61 ( 1.72 )	60 ( 69 )	47.2 ( 47.9 )
その他機械	352 ( 328 )	164,057.5 ( 148,876.0 )	856 ( 785 )	14 ( 18 )	1,046 ( 975 )	15 ( 6 )	2,779.5 ( 2,565.5 )	142.5 ( 127.0 )	1.69 ( 1.72 )	163 ( 155 )	46.3 ( 47.3 )
その他	103 ( 114 )	46,501.0 ( 46,474.0 )	289 ( 272 )	1 ( 2 )	316 ( 310 )	4 ( 2 )	897.0 ( 857.0 )	17.5 ( 29.5 )	1.93 ( 1.84 )	49 ( 47 )	47.6 ( 41.2 )

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2 + b + c + d×0.5	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2 + b + c + d×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c + d×0.5
製造業計	5,616.5 ( 5,488.0 )	1,428 ( 1,407 )	30 ( 34 )	1,540 ( 1,522 )	33 ( - )	4,442.5 ( 4,370.0 )	177 ( 168 )	10 ( 12 )	650 ( 641 )	21 ( - )	1,024.5 ( 989.0 )	141 ( 121 )	17 ( 16 )	149.5 ( 129.0 )
食料品・たばこ	473.5 ( 409.0 )	51 ( 43 )	6 ( 7 )	98 ( 87 )	8 ( - )	210.0 ( 180.0 )	40 ( 31 )	4 ( 6 )	160 ( 147 )	9 ( - )	248.5 ( 215.0 )	13 ( 13 )	4 ( 2 )	15.0 ( 14.0 )
繊維工業	19.5 ( 27.0 )	5 ( 7 )	0 ( 0 )	5 ( 8 )	0 ( - )	15.0 ( 22.0 )	1 ( 1 )	0 ( 0 )	1 ( 3 )	1 ( - )	3.5 ( 5.0 )	1 ( 0 )	0 ( 0 )	1.0 ( 0.0 )
木材・家具	79.0 ( 72.0 )	19 ( 18 )	1 ( 0 )	20 ( 18 )	0 ( - )	59.0 ( 54.0 )	1 ( 1 )	0 ( 0 )	11 ( 11 )	0 ( - )	13.0 ( 13.0 )	7 ( 5 )	0 ( 0 )	7.0 ( 5.0 )
パルプ・紙・印刷	170.0 ( 140.5 )	30 ( 25 )	2 ( 2 )	38 ( 33 )	5 ( - )	102.5 ( 85.0 )	11 ( 7 )	1 ( 1 )	29 ( 30 )	6 ( - )	55.0 ( 45.0 )	10 ( 8 )	5 ( 5 )	12.5 ( 10.5 )
化学工業	248.5 ( 245.5 )	51 ( 52 )	4 ( 1 )	75 ( 77 )	1 ( - )	181.5 ( 182.0 )	6 ( 7 )	1 ( 1 )	51 ( 45 )	1 ( - )	64.5 ( 60.0 )	2 ( 3 )	1 ( 1 )	2.5 ( 3.5 )
窯業・土石	35.0 ( 33.0 )	7 ( 7 )	1 ( 2 )	15 ( 13 )	0 ( - )	30.0 ( 29.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 1 )	0 ( - )	1.0 ( 1.0 )	4 ( 3 )	0 ( 0 )	4.0 ( 3.0 )
鉄鋼	43.5 ( 36.0 )	5 ( 5 )	0 ( 0 )	20 ( 19 )	1 ( - )	30.5 ( 29.0 )	1 ( 1 )	0 ( 0 )	8 ( 5 )	0 ( - )	10.0 ( 7.0 )	3 ( 0 )	0 ( 0 )	3.0 ( 0.0 )
非鉄金属	69.5 ( 65.0 )	17 ( 17 )	1 ( 0 )	19 ( 23 )	0 ( - )	54.0 ( 57.0 )	1 ( 0 )	0 ( 0 )	11 ( 7 )	3 ( - )	14.5 ( 7.0 )	1 ( 1 )	0 ( 0 )	1.0 ( 1.0 )
金属製品	252.0 ( 225.0 )	33 ( 29 )	2 ( 2 )	62 ( 40 )	0 ( - )	130.0 ( 100.0 )	20 ( 21 )	0 ( 0 )	75 ( 78 )	1 ( - )	115.5 ( 120.0 )	6 ( 5 )	1 ( 0 )	6.5 ( 5.0 )
電気機械	549.5 ( 812.5 )	148 ( 225 )	1 ( 3 )	173 ( 243 )	4 ( - )	472.0 ( 696.0 )	13 ( 21 )	1 ( 1 )	33 ( 54 )	0 ( - )	60.0 ( 97.0 )	17 ( 19 )	1 ( 1 )	17.5 ( 19.5 )
その他機械	2,779.5 ( 2,565.5 )	807 ( 741 )	11 ( 16 )	781 ( 727 )	11 ( - )	2,411.5 ( 2,225.0 )	49 ( 44 )	3 ( 2 )	206 ( 199 )	0 ( - )	307.0 ( 289.0 )	59 ( 49 )	4 ( 5 )	61.0 ( 51.5 )
その他	897.0 ( 857.0 )	255 ( 238 )	1 ( 1 )	234 ( 234 )	3 ( - )	746.5 ( 711.0 )	34 ( 34 )	0 ( 1 )	64 ( 61 )	0 ( - )	132.0 ( 130.0 )	18 ( 15 )	1 ( 2 )	18.5 ( 16.0 )

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	2,096 (100.0%)	1,372 (65.5%)	431 (20.6%)	121 (5.8%)	83 (4.0%)	75 (3.6%)	11 (0.5%)	3 (0.1%)	—	1,306 (62.3%)
56-100人未満	855 (100.0%)	855 (100.0%)	—	—	—	—	—	—	—	832 (97.3%)
100-300人未満	883 (100.0%)	441 (49.9%)	355 (40.2%)	67 (7.6%)	18 (2.0%)	2 (0.2%)	—	—	—	465 (52.7%)
300-500人未満	158 (100.0%)	38 (24.1%)	45 (28.5%)	22 (13.9%)	30 (19.0%)	23 (14.6%)	—	—	—	8 (5.1%)
500-1,000人未満	132 (100.0%)	29 (22.0%)	26 (19.7%)	25 (18.9%)	21 (15.9%)	28 (21.2%)	3 (2.3%)	—	—	1 (0.8%)
1,000人以上	68 (100.0%)	9 (13.2%)	5 (7.4%)	7 (10.3%)	14 (20.6%)	22 (32.4%)	8 (11.8%)	3 (4.4%)	—	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

## 2 地方公共団体における在職状況

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

### (1) 県の機関 (法定雇用率2.1%)

#### ① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
県の機関	機関 4	人 10,961.5	人 86	人 13	人 151	人 15	人 343.5	人 3.0	% 3.13	機関 4	% 100.0
	( 4 )	( 9,810.0 )	( 68 )	( 9 )	( 177 )	( 0 )	( 322.0 )	( 3.0 )	( 3.28 )	( 4 )	( 100.0 )

#### ② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
県の機関	人 343.5	人 86	人 13	人 148	人 13	人 339.5	人 3.0	人 0	人 0	人 0	人 2	人 1.0	人 0.0	人 3	人 0	人 3.0	人 0.0
	( 322.0 )	( 68 )	( 9 )	( 176 )	( - )	( 321 )	( 3 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( - )	( 0 )	( 0 )	( 1 )	( 0 )	( 1.0 )	( 0.0 )

#### [2 (1) ①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- F欄の「うち新規雇用分」は平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- ( )内は平成22年6月1日現在の数値である(D欄は精神障害者である短時間勤務職員のみ)。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

#### [2 (1) ②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- ②③④d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- ( )内は平成22年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町村等の機関 (法定雇用率2.1%)

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
市町村等の機関	機関 34 ( 34 )	人 77,001.5 ( 67,353.0 )	人 419 ( 419 )	人 15 ( 5 )	人 734 ( 749 )	人 28 ( 1 )	人 1,601.0 ( 1,592.5 )	人 70.0 ( 43.0 )	% 2.08 ( 2.36 )	機関 24 ( 28 )	% 70.6 ( 82.4 )

注 2 (1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
市町村等の機関	人 1,601.0 ( 1,592.5 )	人 418 ( 418 )	人 15 ( 5 )	人 687 ( 701 )	人 26 ( - )	人 1,551.0 ( 1,542 )	人 66.5 ( 38 )	人 1 ( 1 )	人 0 ( 0 )	人 14 ( 13 )	人 2 ( - )	人 17.0 ( 15 )	人 3.5 ( 4 )	人 33 ( 35 )	人 0 ( 1 )	人 33.0 ( 35.5 )	人 0.0 ( 1.0 )

注 2 (1)②の表と同じ

### 3 地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.1%）

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

#### ① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
地方独立行政法人等	4 ( 4 )	4,028.0 ( 3,431.0 )	16 ( 13 )	0 ( 1 )	51 ( 41 )	0 ( 0 )	83.0 ( 68.0 )	22.0 ( 21.0 )	2.06 ( 1.98 )	3 ( 3 )	75.0 ( 75.0 )

#### ② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
地方独立行政法人等	83.0 ( 68.0 )	13 ( 12 )	0 ( 1 )	32 ( 29 )	0 ( - )	58.0 ( 54.0 )	6.0 ( 8.0 )	3 ( 1 )	0 ( 0 )	6 ( 4 )	0 ( - )	12.0 ( 6.0 )	7.0 ( 6.0 )	13 ( 8 )	0 ( 0 )	13.0 ( 8.0 )	9.0 ( 7.0 )

#### [2(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 注2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 注3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 注4 F欄の「うち新規雇用分」は平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 注5 ( )内は平成22年6月1日現在の数値である（D欄は精神障害者である短時間勤務職員のみ）。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

#### [2(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 注2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 注3 ②③④d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 注4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 注5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 注6 ( )内は平成22年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

## 4 公的機関の各機関の状況

### (1) 県の機関の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	10,961.5	343.5	3.13	0.0	
神奈川県知事部局	7,790.0	265.0	3.40	0.0	
神奈川県企業庁	953.0	30.0	3.15	0.0	
神奈川県議会議会局	84.0	2.0	2.38	0.0	
神奈川県警察本部	2,134.5	46.5	2.18	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

### (2) 県の教育委員会の状況（法定雇用率2.0%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
神奈川県教育委員会	22,182.0	365.5	1.65	77.5	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(3) 市町村等の機関の状況 (法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	77,001.5	1,601.0	2.08	48.0	
横浜市	34,147.5	722.5	2.12	0.0	特例認定あり(注4)
川崎市	14,725.5	278.5	1.89	30.5	特例認定あり(注4)
横須賀市	2,806.5	63.0	2.24	0.0	特例認定あり(注4)
平塚市	1,969.5	41.0	2.08	0.0	特例認定あり(注4)
鎌倉市	1,321.0	28.0	2.12	0.0	特例認定あり(注4)
藤沢市	2,288.5	47.0	2.05	1.0	特例認定あり(注4)
小田原市	1,533.5	31.5	2.05	0.5	特例認定あり(注4)
茅ヶ崎市	1,713.0	29.5	1.72	5.5	特例認定あり(注4)
逗子市	571.0	10.0	1.75	1.0	特例認定あり(注4)
相模原市	5,841.5	124.0	2.12	0.0	特例認定あり(注4)
三浦市	379.5	10.5	2.77	0.0	特例認定あり(注4)
秦野市	954.0	23.0	2.41	0.0	特例認定あり(注4)
厚木市	1,614.5	32.0	1.98	1.0	特例認定あり(注4)
大和市	1,476.0	37.0	2.51	0.0	特例認定あり(注4)
伊勢原市	585.0	8.0	1.37	4.0	特例認定あり(注4)
海老名市	646.5	14.0	2.17	0.0	特例認定あり(注4)
座間市	690.0	15.0	2.17	0.0	特例認定あり(注4)
南足柄市	340.0	7.0	2.06	0.0	特例認定あり(注4)
綾瀬市	517.0	9.5	1.84	0.5	特例認定あり(注4)
葉山町	254.5	5.0	1.96	0.0	
寒川町	310.5	14.0	4.51	0.0	
大磯町	222.0	5.0	2.25	0.0	
二宮町	187.0	1.0	0.53	2.0	
中井町	104.0	3.0	2.88	0.0	
大井町	151.5	5.0	3.30	0.0	
松田町	111.5	0.0	0.00	2.0	
山北町	142.0	4.0	2.82	0.0	
開成町	113.0	2.0	1.77	0.0	
箱根町	295.0	6.0	2.03	0.0	
真鶴町	110.5	5.0	4.52	0.0	
湯河原町	234.0	7.0	2.99	0.0	
愛川町	311.0	6.0	1.93	0.0	
清川村	93.0	1.0	1.08	0.0	
神奈川県内広域水道企業団	242.0	6.0	2.48	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとして
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることもあり、この場合、法定雇用率達成となる
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(市町村長部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)			
横浜市	横浜市教育委員会	横浜市水道局	横浜市病院経営局	横浜市交通局
川崎市	川崎市教育委員会	川崎市水道局	川崎市病院局	川崎市交通局
横須賀市	横須賀市教育委員会	横須賀市上下水道局		
平塚市	平塚市教育委員会			
鎌倉市	鎌倉市教育委員会			
藤沢市	藤沢市教育委員会			
小田原市	小田原市教育委員会	小田原市水道局		
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市教育委員会			
逗子市	逗子市教育委員会			
相模原市	相模原市教育委員会			
三浦市	三浦市教育委員会			
秦野市	秦野市教育委員会			
厚木市	厚木市教育委員会			
大和市	大和市教育委員会			
伊勢原市	伊勢原市教育委員会			
海老名市	海老名市教育委員会			
座間市	座間市教育委員会			
南足柄市	南足柄市教育委員会			
綾瀬市	綾瀬市教育委員会			

(4) 地方独立行政法人等の状況 (法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
<b>地方独立行政法人等合計</b>	<b>4,028.0</b>	<b>83.0</b>	<b>2.06</b>	<b>1.0</b>	
横浜市住宅供給公社	126.0	3.0	2.38	0.0	
神奈川県住宅供給公社	88.0	1.0	1.14	0.0	
公立大学法人横浜市立大学	2,326.0	47.0	2.02	1.0	
地方独立行政法人神奈川県立病院機構	1,488.0	32.0	2.15	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。